

通过咨询唤起注意的事例

○面向媒体机构的公布资料



独立行政法人
国民生活センター

平成25年3月31日
独立行政法人国民生活センター
買え買え詐欺注意書 No.1

宅配便でお金を送らないで！
—他の商品と一緒に送らせる手口に要注意！—

注意

「買え買え詐欺」が1年連続で発生している。消費者生活相談窓口へ多く寄せられている。最近では銀行振り込みではなく、至急現金送付と表示された現金を送らせています。一歩差定してしまつたお金を取り戻すのは非常に難しいので、絶対にお金を送らなれてください。

1. 相談事例
【事例1】1,000万円を衣類と偽って宅配便で送るよう指示されたお金を送付したB社から「A社のパンフレットが届いていない」と電話があった。届いていないことを伝えると、「A社から仕度名義に入金した（仮称）1,000万円の振り込みが何となくA社の口座に入金してはいない」と言われたので、FAXで申訴した。

その翌日、A社から電話があり、「B社から入金が届いたよ。あなたの居住地域からの振り込みでは無い、金融機関からの振込された口座が凍結された。名義貸しは問題だ。このままだとお金は凍結される。至急現金で1,000万円を送ってください。至急現金で商品が送付し直し、現金の上にギョウキを乗せて送るよう」と指示をおこなわれた住所に送った。その後の届に振り替帳に「現金」と「入金済」と記載されているのではないかと。このことから、至急現金で1,000万円を送るよう指示された。2012年11月受付 契約当事者：70歳代 女性（匿名）

【事例2】お金を送るには銀行に出向いたところ、銀行から相談するよう勧められたB社から「A社の印刷が届いていない」と問い合わせの電話があった。しばらくしてA社からFAXが届くことになった。1セット500万円のところを300万円で購入するので送料は購入してはいない」と言われた。そこで、A社は郵配をかけたところ、「送料2万円分送金してはいない」と言われた。A社から「宅配便を送るので現金を送るよう」と言われ、その印刷に400万円を入れた。届いた印刷にはすでに送料が記載された。届いた印刷の金額は「印刷代」と記載されていた。追加でさらに代金を送るため、お金をお入れした銀行に出向いたところ、銀行から消費者生活センターへ連絡された。どうすればいいか。
(2012年11月受付 契約当事者：70歳代 女性 無職)

○通过电邮杂志提醒注意


見守り
新鮮情報
第160号

振り込まれたが、あなたの居住地からでないため金融担当から指摘され、口座が凍結された。名義貸しは問題。このままだとあなたは牢獄行きになる。至急現金で1,000万円送ってほしい。商品は衣類と書いて宅配便で送るよう」と指示され指定された住所に送った。家族に相談すると「だまされていいるのではないかと」言われた。返金してほしい。（70歳代 女性）



現金は宅配便で送れ!?
買え買え詐欺に気をつけて!

しごと助言



お金を送らないで！
見守るくん

- 販売業者が提供する商品や権利等を別業者が勧誘し契約させようとする、「買え買え詐欺（劇場型勧誘）」に関する相談で、最近では振込みではなく、宅配便を使って送金させる手口が目立っています。
- 伝票の商品の欄に「衣類」「化粧品」「雑誌」などと記載し宅配便で送るよう指示するなど、他の商品と混ぜて送金させるケースが見られます。
- 宅配便などでは、送金した証拠が残らないことが多く、いったん送金してしまうと、お金を取り戻すのは非常に困難です。
- 不審な電話があった場合は、お金を払う前にお住まいの自治体の消費者生活センター等にご相談ください。

発行：独立行政法人国民生活センター 本誌「しごと」 1000部
2013年4月11日